

[研究ノート]

建設業を規制する会計制度、企業評価制度の変遷

高橋 伸子

- I はじめに
- II 建設業法の歴史的経緯
- III 建設業の財務諸表規定の変遷
- IV 経営事項審査制度の変遷
- V おわりに

I. はじめに

わが国企業は過去において、石油危機や円高など幾度かの経済的ショックの波を乗り越えてきた。そして日本的経営の名の下に、その優越性が喧伝されてきた。しかし今回、バブル経済崩壊後の長引く不況、株価低迷、企業不祥事事件等からの情報開示の要請によって、かつて無い変革の波に直面している。

他方、経済のグローバル化の流れの中で、会計情報の作成においてはグローバルスタンダードとしての国際会計基準の受け入れが推し進められている。日本の自動車、電気など早い段階から国際競争に巻き込まれてきた産業群では、国際会計基準の導入が浸透してきている。他方、これまで資金調達や市場の範囲を国内に依拠し、国内の基準に準じてきた産業群にとっても、国際会計基準の導入は避け難いものとなってきている。この会計基準の国際的調和化は、外圧の中で日本の会計制度を大きく改革しつつあり、不可避な動向であるといわなければならない。

この時点のかかる国際的調和化の意義を明らかにするために、これまでの日本の会計制度が、それぞれの国際的環境や国内の経済・社会

的状况の中でどのような変化を遂げてきているのかを、最も日本的な、いわばローカルな産業の一つといわれる建設業を取り上げ、検討してみたい。

建設業は、政府の財政支援によって発展してきた日本経済の中でも、その中核的産業の地位を担ってきた。その建設業を規制してきた会計制度は、経済・社会環境の変化の中で、どのように制度変革を行ってきたのか、その変遷と因果関係の軌跡を詳細に辿り、検討を加えることにより、会計制度上の日本の特質を可能な限り探っていきたい。

周知のとおり建設業を営む業者は、昭和24年から施行された建設業法により許可を受けなければならない。この許可申請また更新の際には、提出する申請書の添付書類として、建設業法施行規則により財務諸表の様式が定められている。また公共事業を請け負おうとする建設業者は、建設業法で規定されている、一種の企業評価制度である経営事項審査制度により資格を付与されねばならない。

本稿では、許可申請書類中の財務諸表の様式を規定している上記建設業法施行規則と、経営事項審査制度の変化を辿ることによって、建設業の会計制度の変遷とその意義を検討したい。なお、建設業法が制定された昭和24年からの建設業法施行規則、経営事項審査制度の改正の経緯は表1のとおりになっている。

II. 建設業法の歴史的経緯

まず、ここでは建設業者を規制している、建設業法の歴史的経緯を確認しておきたい。

昭和23年1月に旧内務省国土局を中心に建設事業担当の建設院設置、同年7月には運輸省運輸建設本部を統合吸収し建設省が発足、戦災復興事業を引き継いだ。建設業は戦災復興の担い手であったが、終戦直後の企業許可制の廃止により経験・技術の無い建設業者が乱立し、様々な問題が発生した¹⁾。このような状況の中、昭和24年に建設

表1 改正の経緯表

建設業財務諸表様式	経営事項審査
昭和26年2月 建設省令第2号	昭和25年9月 中央建設業審議会により「建設工事の入札制度の合理化対策」の決定により創設 昭和31年1月 「中央建設業審議会の取扱要領」を定め査定要素について改正 昭和31年12月 「中央建設業審議会の取扱要領」について改正 昭和37年2月 建設業法の一部改正（昭和36年5月法律第86号）に伴った改正につき建設業課長通達
昭和39年9月 建設省令第23号	昭和48年10月 「工事施工能力審査基準」を「経営事項審査基準」と改め、内容を改正
昭和50年4月 建設省令第11号 建設省告示第788号	昭和55年3月 「経営事項審査基準」の客観事項についての改正
昭和57年9月 建設省令第12号 建設省告示第1660号	昭和63年6月 昭和62年1月の中央建設業審議会第一次答申を受けて大幅な改正
昭和59年6月 建設省令第10号 建設省告示第1017号	
平成元年4月 建設省令第9号 建設省告示第917号	
平成3年6月 建設省令第11号 建設省告示第1274号	
平成6年 建設省令第28号	平成6年6月 経営事項審査の内容・手続きの改正のために建設業法施工規則の改正、建設省告示「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」の改正、関連通達の策定
平成10年6月 建設省令第27号 建設省告示第1363号	平成10年7月 建設省令第27号、建設省告示第1362号が施行され、経営事項審査の審査基準、添付書類についての改正
平成11年3月 建設省令第5号 建設省告示第1058号	平成11年7月 経営事項審査の客観的事項の審査項目の経営状況分析について改正

参考文献

『建設業会計提要』建設工業経営研究会編、1999年

『建設業経営事項審査基準の解説』建設業法研究会編、1995年

工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達を目的として建設業法が公布、施行された²⁾。戦前からの発注者と請負業者の間の契約の片務性が最も大きな問題であり、また信用力・施工能力の劣る業者による不良工事のトラブルの問題もあったため、建設業者を取り締まり、業者の育成・振興を行う法律の制定の必要性があった。

施行当初は建設業者の登録の実施、請負契約の規正、技術者の設置等について規定され、また重要事項の調査審議と重要な監督処分について同意などを行う機関として中央建設業審議会が設けられた。当初は取り締まり行政に比重がかかっており、建設業者の認定を登録制に止めたことで条件さえ満たせば誰でも建設業を営むことが可能で、産業の育成という点において充分とは言えない内容であった。

その後時代の変化に応じて数回の改正が行われている。以下は、主要な改正の概要である。

昭和36年の改正

昭和31年から日本は高度経済成長期に入り、民間投資、公共事業が著しく増大した。しかし、それらに対応する建設業者の資本金、経営の近代化は遅れていた³⁾。

こういった社会的状況を背景として、建設業者の施工体制の整備、建設工事の適正な施工の確保の強化、建設業の自主的な振興の促進および建設業審議会の強化が図られた。入札制度の合理化による建設工事の適正な施工と建設業者の能力に応じた受注確保のために、建設業者の経営に関する客観的事項について審査制度が新たに設けられ、経営事項審査が法制化された。

昭和46年の改正

経済の一層の発展により建設投資需要は拡大したが、相変わらず施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が多く、技術革新、建設労働力の不足化の問題があったため、建設業の近代化、合理化を急速に進める各方面からの要請により大改正がおこなわれた。昭和40年から2年間に亘る審議に基づいているが、法案が可決、公布されたのは昭和46年となった。

主な内容は①登録制度に替わり建設工事の種類に対応する建設業の業種に分けて行う業種別許可制度を採用⁴⁾、②下請金額が一定以上となる下請契約を締結して施工しようとする業者は特定建設業の許可を受けるとされ、許可の基準の加重、③発注者と請負人の関係をより近代化された対等な関係に改善する為に請負契約の適正化の規定の整備、④労働者の不足解決のため下請負人保護の規定、となっている。

昭和62年の改正

表2の建設投資の推移で見られるように、昭和48年の第一次石油危機により建設投資額は激減した。昭和52、53年に公共事業投資により伸び率はやや回復したが、昭和54年の第二次石油危機による公共事業抑制策により昭和59年まで、建設投資は不振な状態が続いた⁵⁾。建設産業は競争の激化により、経営環境の悪化、労働条件の低下、倒産の多発など厳しい局面を迎えていた。

こういった経済状況を背景とし、自由な市場競争原理が乏しい建設業界の環境の制度的整備を目的とした大改正が行われた。①特定建設業の許可要件の厳格化、②監理技術者制度の整備、③経営事項審査制度の整備、が主な内容となっている。

平成6年の改正

明治33年の勅令により、公共工事の発注方式に導入されてから、公共土木建築工事の入札制度の基本は指名競争入札であった。しかし平成に入り建設工事の不祥事、日米建設摩擦が重要な経済問題と位置づけられ、入札・契約制度の見直しをする必要に迫られた。平成4年に中央建設業審議会が審議結果を「入札・契約制度の基本的在り方について」として建設大臣に答申したが、さらに平成5年に公共事業の指名に関する不祥事が続き、建設省は一般競争入札に踏み切ることとなった⁶⁾。

このような状況を背景とし、公共工事の公正な競争を確保するための入札・契約制度の改革を目的とした改正となった。①不良不適格業者の排除の徹底、②経営事項審査の改善、③建設工事とりわけ公共工

表2 建設投資の推移〈実質・平成2年度価格〉

(億円)

年度	建設投資額		政府			民間		
	投資額	伸び率	土木	建築	計	土木	建築	計
昭和35年度	114,318	—	33,675	8,096	41,771	13,498	59,049	72,547
36年度	138,225	20.9%	41,853	9,261	51,114	16,667	70,444	87,111
37年度	153,769	11.2%	51,261	12,972	64,233	15,680	73,856	89,536
38年度	178,472	16.1%	60,422	12,104	72,526	16,527	89,419	105,946
39年度	207,758	16.4%	61,913	15,079	76,991	15,794	114,973	130,767
40年度	219,828	5.8%	68,971	18,394	87,365	17,243	115,220	132,463
41年度	233,766	6.3%	74,733	18,813	93,546	19,421	120,799	140,220
42年度	275,268	17.8%	80,785	19,296	100,082	22,215	152,971	175,186
43年度	318,970	15.9%	90,363	23,865	114,228	27,671	177,070	204,741
44年度	367,545	15.2%	96,497	27,085	123,582	34,440	209,524	243,963
45年度	403,857	9.9%	106,504	34,448	140,951	33,476	229,429	262,906
46年度	455,319	12.7%	135,777	38,456	174,233	38,012	243,073	281,086
47年度	538,569	18.3%	162,632	38,839	201,471	49,008	288,090	337,098
48年度	566,042	5.1%	140,089	39,913	180,002	57,562	328,478	386,040
49年度	489,024	-13.6%	129,762	46,437	176,199	53,929	258,897	312,826
50年度	521,919	6.7%	147,117	50,867	197,984	49,176	274,760	323,936
51年度	522,031	0.0%	146,864	43,693	190,557	48,921	282,552	331,474
52年度	567,335	8.7%	171,053	52,293	223,346	59,823	284,166	343,989
53年度	592,891	4.5%	183,911	60,439	244,350	57,758	290,784	348,542
54年度	601,316	1.4%	179,094	58,582	237,676	58,509	305,131	363,641
55年度	569,239	-5.3%	168,518	56,187	224,705	61,486	283,047	344,534
56年度	574,459	0.9%	172,073	56,916	228,989	65,552	279,918	345,470
57年度	570,763	-0.6%	176,120	52,694	228,813	64,514	277,435	341,949
58年度	543,003	-4.9%	177,065	48,094	225,159	49,525	268,319	317,844
59年度	542,568	-0.1%	171,708	44,518	216,226	47,776	278,566	326,342
60年度	560,926	3.4%	175,991	41,317	217,308	53,750	289,868	343,618
61年度	604,955	7.8%	191,531	42,929	234,459	54,950	315,546	370,496
62年度	682,810	12.9%	207,099	44,056	251,155	58,837	372,817	431,654
63年度	726,567	6.4%	210,644	43,910	254,554	59,823	412,190	472,013
平成元年度	756,214	4.1%	208,175	43,492	251,667	68,450	436,097	504,547
2年度	814,395	7.7%	211,470	46,010	257,480	80,606	476,309	556,915
3年度	803,697	-1.3%	224,018	55,015	279,032	84,672	439,993	524,665
4年度	808,170	0.6%	249,282	61,304	310,586	86,313	411,271	497,584
5年度	781,994	-3.2%	263,816	64,244	328,060	86,334	367,600	453,934
6年度	751,292	-3.9%	255,538	62,133	317,671	77,772	355,850	433,622
7年度	752,677	0.2%	280,742	58,436	339,178	81,927	331,572	413,499
8年度	781,000	3.8%	271,600	59,100	330,600	78,600	371,700	450,300
9年度	696,300	-10.8%	249,100	56,000	305,100	73,000	318,100	391,200
10年度	702,400	0.9%	261,700	57,200	318,900	69,700	313,700	383,400

注) 平成8年度は実績見込み、9年度は見込み、10年度は見通し。

出所：日本土木工業協会『日本土木建設業史Ⅱ 資料編』

事の適正な施工の確保及び請負契約の適正化、④建設業の許可に係る事務の簡素合理化、が主な内容となっている。

バブル崩壊後の建設産業は、平成3年からの建設投資の激減、公共投資の縮減傾向、競争の激化などから深刻な影響を被っている。(表2)平成9年には上場企業である東海興業、多田建設、大都工業が相次いで会社更正法を申請した。建設産業が大きな構造変化に直面している中で、平成10年2月に中央建設業審議会が「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」を建議している。技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備を進める観点からの見直しになっており、①入札・契約制度の更なる改善を骨子とした公共工事の適正な施工の確保、②経営事項審査の改善、③企業連携の促進、④元受下請取引の適正化、が主な内容である。

建設業法の改正は、取締り行政から自由な競争原理に向けての環境整備への変遷とみることができる。

Ⅲ. 建設業の財務諸表規定の変遷

建設業の許可を受けようとする者は、建設業法第6条により、許可申請書にあわせて直前期財務諸表を添付することが義務づけられている。また、許可を受けた建設業者は建設業法第11条により、毎年営業年度経過後4ヶ月以内に財務諸表を提出しなければならないことになっている。財務諸表の様式については建設業法施行規則により規定されている。ここではこの財務諸表様式の改正についてみていきたい。

昭和24年経済安定本部の企業会計制度対策調査会から「企業会計原則及び財務諸表準則」が中間報告として発表された。建設工業経営研究会では昭和24年12月に「建設業財務諸表準則」を作成、建設省の提案として、経済安定本部企業会計制度対策調査会の審査を要請し、昭

和25年1月一部修正の上ほぼ原案通り認められた^{7) 8)}。

表3の建設業財務諸表準則の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分の様式が昭和26年2月の建設省令第2号によって、建設業法による登録申請書の添付書類として規定された。ここでは“記載要領”として勘定科目の説明が付されているが、いくつかの勘定科目に止まっている。建設業特有の勘定科目としては、貸借対照表では、工事を施工するために支出した未成工事支出金（ここでは工事が完成済で代金が未決定なものも含めている）、工事未払金、工事発注先からの前払い金である未成工事受入金（ここでは工事が完成して代金の決定しないものも含めている）、損益計算書では“引き渡し完了し、且つ、工事原価が確定した工事の最終請負高を記載”とされる完成工事高、完成工事原価（損益計算書の様式の一部である完成工事原価計算書で算出されたもの）がある。損益計算書では営業外収支計算から当期純利益が算出され、税金については当期中の支払い分が剰余金計算書で処理されている。固定資産売却益、固定資産売却損についても剰余金計算書で処理されている。また、剰余金計算書の記載要領には“任意積立金に属する剰余金のうち退職給与積立金、その他特定の目的のために積み立てられた剰余金については、その剰余金を示す科目をもつて記載する。”とあり、現行では引当金にあたるものについて、積立金として処理されていることがわかる。当時の建設業では大部分の会社で帳簿組織も財務諸表も不完備な経理が行われており、一般的にも馴染みの無い剰余金の概念などが盛り込まれていた省令は、かなり影響が高かったのではないかとということが窺える⁹⁾。建設工業経営研究会では昭和28年5月に『建設業会計提要』の第一版を作成しており、建設業における財務諸表導入に際して一助を呈している¹⁰⁾。

以下は建設省令、建設省告示による改正である。

昭和39年 建設省令第23号

昭和37年に商法が改正され、翌38年には財務諸表規則取扱要領について「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則（計算書類規則）」の公布により規定された。建設業

表 3

様式第六号
会社名

貸借対照表

昭和 年 月 日

資産の部

I 流動資産			
1 現金及び預金		× × ×	
2 受取手形	× × ×		
貸倒引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 未収入金	× × ×		
貸倒引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
4 有価証券		× × ×	
5 未成工事支出金		× × ×	
6 材料及び貯蔵品		× × ×	
7 その他の流動資産			
株主、役員、従業員に対する短期債権	× × ×		
関係会社に対する短期債権	<u>× × ×</u>	× × ×	
流動資産合計			× × ×
II 固定資産			
(1) 有形固定資産			
1 建物	× × ×		
減価償却引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 構築物	× × ×		
減価償却引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 機械及び装置	× × ×		
減価償却引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
4 船舶	× × ×		
減価償却引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
5 車両運搬具	× × ×		
減価償却引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
6 工具、器具及び備品	× × ×		
減価償却引当金	<u>× × ×</u>	× × ×	
7 土地		× × ×	
8 建設仮勘定		<u>× × ×</u>	
有形固定資産合計			× × ×
(2) 無形固定資産			
1 営業権	× × ×		
2 特許権	× × ×		
3 借地権	<u>× × ×</u>		
無形固定資産合計			× × ×
(3) 投資			
1 関係会社有価証券	× × ×		
2 投資有価証券	× × ×		
3 出資金	× × ×		
4 長期貸付金	× × ×		
5 その他の投資	<u>× × ×</u>		
投資合計		× × ×	
固定資産合計			× × ×
III 繰延勘定			
1 前払費用		× × ×	
2 創業費		× × ×	
3 社債発行差金		× × ×	
4 株式発行費		× × ×	
5 開発費		× × ×	
6 試験研究費		× × ×	
7 建設利息		<u>× × ×</u>	
繰延勘定合計			× × ×
資産合計			<u>× × ×</u>

負債の部

IV 流動負債			
1 支払手形		×××	
2 短期借入金		×××	
3 工事未払金		×××	
4 未払金		×××	
5 未払費用		×××	
6 未成工事受入金		×××	
7 預り金		×××	
8 前受収益		×××	
9 その他の流動負債			
株主、役員からの短期借入金	×××		
従業員預り金	×××		
関係会社短期借入金	×××	×××	
流動負債合計			×××
V 固定負債			
1 社債		×××	
2 期借入金		×××	
3 関係会社長期借入金		×××	
4 その他の固定負債			
株主、役員からの借入金	×××		
従業員からの借入金	×××	×××	
固定負債合計			×××
負債合計			×××

資本の部

VI 資本金			
1 額面株式			
授権資本金 (株式数)	×××		
未発行資本金 (株式数)	×××		
現在資本金 (株式数)		×××	
2 無額面株式			
現在資本金 (授権株式数発行株式数)		×××	
資本金合計			×××
VII 剰余金			
1 資本剰余金			
1 資本準備金	×××		
2 再評価積立金	×××		
3 その他の資本剰余金	×××		
資本剰余金合計			×××
2 利益剰余金			
1 利益準備金	×××		
2 任意積立金	×××		
3 当期末処分利益剰余金			
繰越利益剰余金期末残高	×××		
当期純利益	×××	×××	
利益剰余金合計			×××
剰余金合計			×××
資本合計			×××
負債資本合計			×××

様式第七号
会社名

損益計算書

自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日

I 完成工事高		×××
II 完成工事原価		×××
完成工事総利益		×××
III 一般管理費		
1 役員報酬	×××	
2 給料、賃金割増給、諸手当及び賞与	×××	
3 法定福利費	×××	
4 厚生費	×××	
5 福利施設費	×××	

6	退職金	× × ×	
7	修繕維持費	× × ×	
8	事務用品費	× × ×	
9	旅費、交通費及び通信費	× × ×	
10	動力費、用水費及び光熱費	× × ×	
11	調査研究費	× × ×	
12	広告宣伝費	× × ×	
13	交際費	× × ×	
14	寄付金	× × ×	
15	地代、家賃	× × ×	
16	減価償却費	× × ×	
17	租税公課	× × ×	
18	保険料	× × ×	
19	雑費	× × ×	
	一般管理費合計		× × ×
	営業利益		× × ×
IV	営業外収益		
1	受取利息及び割引料	× × ×	
2	有価証券利息	× × ×	
3	受取配当金	× × ×	
4	有価証券売却益	× × ×	
5	仕入割引	× × ×	
6	雑収入	× × ×	× × ×
	当期総利益		× × ×
V	営業外費用		
1	支払利息及び割引料	× × ×	
2	社債発行差金償却	× × ×	
3	社債利息	× × ×	
4	創業費償却	× × ×	
5	有価証券売却損	× × ×	
6	雑支出	× × ×	× × ×
	当期純利益		× × ×

会社名

完成工事原価計算書

昭和 年 月 日現在

I	材料費	× × ×	
II	労務費	× × ×	
III	外注費	× × ×	
IV	経費		
1	仮設損料	× × ×	
2	動力費、用水費及び光熱費	× × ×	
3	運賃	× × ×	
4	減価償却費	× × ×	
5	修繕費	× × ×	
6	労務管理費	× × ×	
7	租税公課	× × ×	
8	地代、家賃	× × ×	
9	保険料	× × ×	
10	人件費	× × ×	
11	福利厚生費	× × ×	
12	事務用品費	× × ×	
13	旅費、交通費及び通信費	× × ×	
14	交際費	× × ×	
15	補償費	× × ×	
16	雑費	× × ×	
	経費計		× × ×
	完成工事原価		× × ×

様式第八号

会社名

剰余金計算書

自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日

利益剰余金

I 利益準備金			
1	前期期末残高	× × ×	
2	前期繰入額	<u>× × ×</u>	
3	前期処分額	<u>× × ×</u>	
4	当期資本組入額	<u>× × ×</u>	
5	当期期末残高		<u><u>× × ×</u></u>
II 任意積立金			
1	前期期末残高	× × ×	
2	前期繰入額	<u>× × ×</u>	
3	前期処分額	<u>× × ×</u>	
4	当期期末残高		<u><u>× × ×</u></u>
III 未処分利益剰余金			
1	前期末処分利益剰余金	× × ×	
2	前期利益剰余金処分額		
1	利益準備金	× × ×	
2	税金	× × ×	
3	配当金	× × ×	
4	役員賞与金	× × ×	
5	任意積立金	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
	繰越利益剰余金金額		× × ×
3	繰越利益剰余金増加高		
1	固定資産売却益	× × ×	
2	前期損益修正	× × ×	
3	その他の繰越利益剰余金増加高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
4	繰越利益剰余金減少高		
1	固定資産売却損	× × ×	
2	臨時損失	× × ×	
3	前期損益修正	× × ×	
4	その他の繰越利益剰余金減少高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
	繰越利益剰余金期末残高		× × ×
5	当期純利益金額	<u>× × ×</u>	
	当期末処分利益剰余金		<u><u>× × ×</u></u>
	資本剰余金		
I 資本準備金			
1	前期期末残高	× × ×	
2	前期欠損てん補額	<u>× × ×</u>	
3	当期発生高		
1	株式発行差金	× × ×	
2	株式払込剰余金	× × ×	
3	固定資産評価益	× × ×	
4	減資差益	× × ×	
5	合併差益	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
4	当期処分額		<u>× × ×</u>
5	当期期末残高		× × ×
II 再評価積立金			
1	前期期末残高	× × ×	
2	前期欠損てん補額	<u>× × ×</u>	
3	当期発生高	<u>× × ×</u>	
4	当期処分額	<u>× × ×</u>	
5	当期期末残高		× × ×
III その他の資本剰余金			
1	前期期末残高	× × ×	
2	前期欠損てん補額	× × ×	
3	当期発生高	<u>× × ×</u>	
4	当期処分額	<u>× × ×</u>	
5	当期期末残高		<u><u>× × ×</u></u>
	次期繰越資本剰余金		<u><u>× × ×</u></u>

会社名	剰余金処分計算書	昭和	年	月	日
I	当期末処分利益額				×××
II	利益剰余金処分額				
	1 利益準備金				×××
	2 税金				×××
	3 配当金				×××
	4 役員賞与金				×××
	5 任意積立金				×××
III	次期繰越利益剰余金				<u>×××</u>

出所：官報 昭和26年2月6日

者は実質的には「建設業財務諸表準則」による「建設省令様式」の財務諸表を作成することとなっていたが、この改正によって株主総会などでは商法に準拠した財務諸表、また証券取引法の適用を受ける会社についてはそこで規定される財務諸表の作成の必要がでてきたことになった。建設工業経営研究会では建設省と打ち合わせ、商法に準拠した建設業の財務諸表の改正案をとりまとめた。

表4の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分の様式が、昭和39年9月の建設省令第23号によって改正された建設省令様式である。同時に法務省令「計算書類規則の特例省令」が公布され、建設省令様式にしたがって作成した財務諸表を商法上も使用できることとなった。また証券取引法を適用される会社についても、証券取引法の財務諸表等規則第2条ただし書きの規定により大蔵省証券局長通達が発出され、建設省令様式の一部組み替えにより提出する財務諸表の作成ができることになった。

建設省令には新たに「科目分類表」が加えられ、備考には“勘定科目の分類は科目分類表によること。”と規定され、財務諸表中のすべての勘定科目について内容が定められている。新たに加えられた勘定科目中、建設業特有のものは貸借対照表中の完成工事未収入金、また新たに負債の一分類となった引当金分類中には完成工事高として計上した工事に係る修繕引当金、仮設撤去引当金、“完成工事に関するかし担保及びアフターサービスに対する”ものと規定されている完成工事補償引当金がある。表5のとおり新たに財務諸表の注記が加えられ

表 4

様式第三号

貸 借 対 照 表
昭和 年 月 日現在
資産の部

会社名

I	流動資産		
	1 現金及び預金		× × ×
	2 受取手形	× × ×	
	貸倒引当金	× × ×	× × ×
	3 完成工事未収入金	× × ×	
	貸倒引当金	× × ×	× × ×
	4 有価証券		× × ×
	5 自己株式		× × ×
	6 未成工事支出金		× × ×
	7 材料及び貯蔵品		× × ×
	8 前渡金		× × ×
	9 短期貸付金	× × ×	
	貸倒引当金	× × ×	× × ×
	10 前払費用		× × ×
	11 その他の流動資産	× × ×	
	貸倒引当金	× × ×	× × ×
	流動資産合計		× × ×
II	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	1 建物	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	2 構築物	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	3 機械及び装置	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	4 船舶	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	5 車両運搬具	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	6 工具及び器具	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	7 備品	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	8 土地		× × ×
	9 建設仮勘定		× × ×
	10 その他の有形固定資産	× × ×	
	減価償却引当金	× × ×	× × ×
	有形固定資産合計		× × ×
	(2) 無形固定資産		
	1 営業権		× × ×
	2 特許権		× × ×
	3 借地権		× × ×
	4 実用新案権		× × ×
	5 長期前払費用		× × ×
	6 その他無形固定資産		× × ×
	無形固定資産合計		× × ×
	(3) 投資		
	1 投資有価証券	× × ×	
	貸倒引当金	× × ×	× × ×
	2 子会社有価証券		× × ×
	3 親会社株式		× × ×
	4 出資金		× × ×
	5 子会社出資金		× × ×
	6 長期貸付金	× × ×	
	貸倒引当金	× × ×	× × ×
	7 その他の投資		× × ×
	投資合計		× × ×
	固定資産合計		× × ×

4 …特別利益	× × ×	× × ×	
II 特別損失	× × ×		
1 前期損益修正損	× × ×	× × ×	
2 …特別損失		× × ×	
法人税等控除前当期利益			
(法人税等控除前当期損失)		× × ×	
法人税等		× × ×	
当期利益 (当期損失)		× × ×	
前期繰越利益 (前期繰越損失)		× × ×	
当期未処分利益 (当期未処理損失)			

完成工事原価報告書

自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

会社名

I 材料費		× × ×	
II 労務費		× × ×	
III 外注費		× × ×	
IV 経費			
1 仮設経費	× ×		
2 動力用水光熱費	× ×		
3 運搬費	× ×		
4 機械等経費	× ×		
5 設計費	× ×		
6 労務管理費	× ×		
7 租税公課	× ×		
8 地代家賃	× ×		
9 保険料	× ×		
10 従業員給料手当	× ×		
11 退職金	× ×		
12 法定福利費	× ×		
13 福利厚生費	× ×		
14 事務用品費	× ×		
15 通信交通費	× ×		
16 交際費	× ×		
17 補償費	× ×		
18 雑費	× ×		
経費計		× × ×	
完成工事原価		× × ×	

様式第五号

利益処分計算書 (損失処理計算書)

昭和 年 月 日

会社名

I 当期未処分利益 (当期未処理損失)			
1 前期繰越利益 (前期繰越損失)	× ×		
2 当期利益 (当期損失)	× ×	× × ×	
II 任意積立金取崩額			
1 配当平均積立金取崩額	× ×		
2 …積立金取崩額	× ×		
3 別途積立金取崩額	× ×	× × ×	
合計		× × ×	
III 利益処分額			
1 利益準備金	× ×		
2 株主配当金	× ×		
3 役員賞与金	× ×		
4 任意積立金			
…積立金	× ×		
別途積立金	× ×	× ×	× × ×
(III 損失処理額)			
(1 任意積立金繰入額)			

(…積立金繰入額	××)		
(別途積立金繰入額	××	××)	
(2 法定準備金繰入額			
(利益準備金繰入額	××)		
(資本準備金繰入額	××)		
(再評価積立金繰入額	××	××	×××)
Ⅳ 次期繰越利益 (次期繰越損失)			×××

出所：官報 昭和39年9月10日

ており、損益計算書の注には完成工事高、完成工事原価のうちの工事進行基準によったものの記載が規定されている。

昭和50年建設省令第11号、建設省告示第788号

昭和49年の商法改正の際の大会社についての会計監査人制度の導入により商法監査と証券取引法監査の一元化が図られたことにより、計算書類規則の改正、財務諸表等規則の改正が行われた。これにより計算書類規則の特例となっている建設省令様式も改正する必要が生じたため、表6の財務諸表中の勘定科目の変更、表5の注記の変更が建設省令様式の改正により行われた。同時に建設省令様式の一部であった「科目分類表」は「勘定科目の分類」として告示に移された。

昭和57年建設省令第12号、建設省告示第1660号

昭和56年に株式制度、会社の機関、会社の計算、公開制度など広範囲に及ぶ商法の大改正が行われた。これに伴って計算書類規則の改正が行われたため、建設省令様式について表6の勘定科目の変更、表5の注記の変更が改正により行われた。改正された商法の引当金に関する規定、重要な会計方針の記載などが主な改正点となっている。損益計算書では売上高の内訳として新たに建設業以外の事業を営んでいる場合の兼業事業売上、兼業事業原価が加えられている。Ⅱでみたように、昭和50年代の建設投資の不振を背景として、事業を周辺分野まで拡大、また新規事業を開拓、展開する企業も増えてきていた¹¹⁾。それに対応した勘定科目の創設であったとみられる。

昭和59年建設省令第10号、建設省告示第1660号

昭和58年の日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱」を受けて、建設省令様式

表5 財務諸表 注記の経緯表

	昭和39年9月	昭和50年4月	昭和57年9月
貸借対照表	1 評価の方法その他の会計の処理の方法の変更 2 記載方法の変更 3 子会社、大株主に対する債権・債務の短期・長期別の総額 4 取締役、監査役に対する債権・債務の総額 5 時価が原価より著しく低い流動資産、株式、社債 6 商法に規定する低価法により評価した資産 7 固定資産の償却年数の変更 8 固定資産の残存価額の変更 9 商法で規定される配当制限に関する注記 10 受取手形割引高、裏書譲渡高 11 保証のための差し入れ株式、債権 12 借入金に対し、担保に供している資産	1 変更による増減額 2 変更による増減額 7 } 統合 8 } 11 保証債務として10と統合	1 資産評価、減価償却、引当金の方法その他重要な会計方針 3 { 対子会社 対支配株主（表示の分割） 5 { 重要な流動資産 重要な株式 重要な社債（表示の分割）
		商法で規定する引当金で特定引当金の部以外の記載	引当金で流動負債、固定負債の部に記載したもの • 重要な外貨建資産・負債 • 一株当たり当期利益（当期損失） • その他会社の財政状態の正確な判断に必要な事項
損益計算書	1 評価の方法その他の会計の処理の方法の変更 2 記載方法の変更 3 引当金の目的外使用の理由 4 完成工事高のうち工事進行基準によるもの 5 完成工事原価のうち工事進行基準によるもの 6 完成工事高中、親会社・子会社に対する分の額 7 完成工事原価中、親会社・子会社からの仕入分の額	1 変更による増減額 2 変更による増減額	1 削除 3 削除 4 削除 5 削除 6 「売上高」中、子会社、支配株主に対する部分 7 「売上原価」中、子会社、支配株主からの仕入高
			• 工事進行基準その他重要な会計方針、その採用の場合「完成工事高」 • その他会社の損益状態の正確な判断に必要な事項

出所：官報 昭和39年9月10日
50年4月25日
57年9月20日

表6 勘定科目の経緯表

		昭和50年4月	昭和57年9月	
貸 対 照 表	資 産 の 部	流動	「貸倒引当金」の一本化 「親会社株式」「投資等」→「流動資産」 「前渡金」削除	
		固定	「減価償却引当金」→「減価償却累計額」に改める 「建物」「構築物」→「建物・構築物」に一本化 「機械装置」「船舶」「車両運搬具」→「機械・運搬具」に一本化 「工具機具」「備品」→「工具器具・備品」に一本化 「営業権」削除 「子会社株式」「子会社出資金」→「子会社株式・子会社出資金」に一本化 「出資金」削除	
		繰延		
	借 債 の 部	流動	「修繕引当金」 「仮設撤去引当金」 } “引当金”→“流動負債” 「完成工事保証引当金」	「仮設撤去引当金」削除
		固定	(新)「転換社債」 「退職給与引当金」 “引当金”→“固定負債”	(新)「新株引受権付社債」
		特定引当金	旧分類名 “引当金” 「価格変動準備金」削除 「特別減価償却引当金」削除	“特定引当金” 分類削除
	資 本 の 部	資本		分類内訳削除
		新株式払込		「新株式払込金」「新株式申込金」→新たにⅡの分類表示
		法定準備	「再評価償立金」削除	
		剰余金	「新築積立金」削除 「配当平均積立金」削除 「退職給与積立金」削除 “2 当期末処分利益”→損益計算書様式	(新)「…準備金」
	損 益 計 算 書	営業損益		(新)「売上高」内訳勘定科目として「完成工事高」「兼業事業売上高」 (新)「売上原価」内訳勘定科目として「完成工事原価」「兼業事業売上原価」 「完成工事総利益」→「売上総利益(総損失)」に表示変更、内訳科目として「完成工事総利益」「兼業事業総利益」
		営業外損益	「材料貯蔵品評価損」削除	「受取利息」「有価証券利息」「受取配当金」→「受取利息配当金」に一本化 「有価証券売却益」「雑収入」削除「その他の営業外収益」に含まれる 「支払利息割引料」「社債利息」→「支払利息」に一本化 「社債発行差金償却」～「雑支出」削除→「その他の営業外費用」に含まれる
特別利益			「…引当金(準備金)取崩額」削除	
特別損失			「…引当金(準備金)繰入額」削除	
未処分利益		「…積立金取崩額」「特別利益」→“当期末処分利益算出項” (新)「中間配当額」 (新)「利益準備金積立額」	(新)「…準備金取崩額」	
利 益 処 分	当期末処分	「前期繰越利益(未処理損失)」削除 「当期利益(損失)」削除		
	任意積立	「配当平均積立金取崩額」削除	(新)「…準備金取崩額」	
	利益処分		(新)「…準備金」	
	損失処理	「～繰入額」→「～取崩額」に改める 「再評価償立金繰入額」削除	(新)「…準備金取崩額」	

出所：官報 昭和50年4月25日・昭和57年9月20日・昭和59年6月1日・平成3年6月20日・平成10年6月18日・平成11年3月

昭和59年6月	平成3年6月	平成10年6月	平成11年3月
			(新)「繰延税金資産」
		(復) 営業権 (新) 自己株式 (新) 破産債権、更生債権等	(新)「長期繰延税金資産」
「法人税等充当金」を削除→(新)「未払法人税等」		「修繕引当金」→「…引当金」に改める 「完成工事補償引当金」削除	(新)「繰延税金負債」
		「退職給与引当金」→「…引当金」に改める	(新)「長期繰延税金負債」
		「営業債権貸倒償却」→「貸倒引当金繰入額」「貸倒損失」に改める	
		(新)「貸倒引当金繰入額」 (新)「貸倒損失」	
「法人税等充当額」→「法人税及び住民税」に表示変更			「法人税及び住民税」→「法人税、住民税及び事業税」に改める (新)「法人税等調整額」
	(新) 資本金		

「」：勘定科目名 「」：小分類 (新)：新たに加えられたもの (復)：一度削除されているもの

中、表6のとおり、従来法人税等充当金と表示していた法人税等の未納付額を確定債務として未払法人税等と表示する改正であった。

平成元年建設省令第9号、建設省告示917号

平成元年の消費税法適用に伴って、会計処理の方法の貸借対照表への注記、「勘定科目の分類」の摘要欄の記載についての改正を行った。

平成3年建設省令第11号、建設省告示第1274号

平成2年、株式会社への最低資本金制度導入に関して商法の改正が行われたため、建設省令様式中、表6のとおり利益処分利益処分額の項目に資本金を追加し、「勘定科目の分類」も摘要欄の記載について改正されている。

平成6年建設省令第28号

平成6年、自己株式の取得規制の緩和を内容とした商法改正が行われたため、これに伴って建設省令様式中、貸借対照表の中の記載が追加される改正が行われた。

平成10年建設省令第27号、建設省告示第1363号

バブル経済崩壊後、厳しい環境にさらされている建設業者の経営状況についての的確な把握、一般の消費者、発注者への正確な情報提供等の要請による財務諸表の勘定科目の改正、付属明細書表の新設が行われた。

平成9年から大手ゼネコン会社の会社更正法の申請、債務免除の要請などにより、建設業者の抱える不良資産の実態が明らかになってきていた¹²⁾。この問題に対応するために表6のとおり不良資産を財務諸表上で明らかにする目的の勘定科目が新設されている。また債務超過となった子会社、関連会社との取引きで残った滞留資産、債務保証の履行などにより経営が悪化した企業が多発した。第十七号の二として新設された付属明細表では、これら財務諸表に表れない事項についての詳細な情報開示を要求している。

従来の改定のように商法の改正を受けたものではないところに、許可行政としての危機感が窺えるが、問題がかなり悪化してからの遅い対応であった。

平成11年建設省令第5号、建設省告示第1058号

平成10年、税効果会計の適用などを目的とした計算書類規則及び財務諸表等規則等の一部改正が行われた。建設省令様式中、表6のとおり税効果会計の導入に伴った勘定科目が新設されており、「勘定科目の分類」も新設勘定科目の記載について改正されている。

以上みてきたように、昭和39年の計算書類規則の特例省令により建設省令様式が商法上で使用できる財務諸表となったことから、商法に従属的である財務諸表規則となっている。建設業特有の経営、問題点を開示していくような建設業独自の財務諸表を打ち出せば、別に商法に準拠した様式の財務諸表を作成する必要性が高くなり、そのほとんどが中小、零細企業である建設業者の実務的な負担となる構造になっている。一方で、現在の建設業がおかれている厳しい環境では、許可行政庁として工事の請負業者としての資格を付与することの重要度が増している。建設業の会計制度についての抜本的な見直しが必要な時期にきていると思われる。

IV. 経営事項審査制度の変遷

建設業は受注、請負生産業であるため、発注元では契約先の工事施工能力の有無について判断しなければならない。公共工事で入札制度をとっているわが国で公共工事の発注元である国、地方自治体は、建設業法による許可制度と経営事項審査制度をベースとして、工事の規模と企業ランクを対照させて指名業者を選定している。ここでは公共工事の入札参加の資格を判断する仕組みである経営事項審査制度の改正についてみていきたい。

建設業の企業評価制度ともいえる経営事項審査は、昭和25年にダンピング受注の横行を背景に、施工能力を確保する必要性により制度化された。建設業者の乱立によるダンピング受注の問題に関して、登録要件の強化を図る必要があるという要請から、中央建設業審議会建議

「建設工事の入札制度の合理化対策について」を受けて、“建設業者事前資格審査要領”および“入札制度合理化対策により工事施工能力審査のための採点要領”を定め、建設業者の適格性に関する資格審査及び点数計算による工事施工能力審査の二つの方法による競争入札の参加を決定した¹³⁾。

査定要素中の客観的要素について、中央建設業審議会で採点計算をなした参考資料を作成し、(モデル会社につき、基準数値及び点数を設定し、これと当該会社の実数値とを比較し、点数を計算)、発注者に通知し、発注者はこの参考資料又は客観的要素を基準として、主観的要素を考慮して等級を付す。審査により有資格と認められた者について、等級別の区分に従って各工事別、府県別に発注の標準とする請負金額を定めていた。

表7の制定当初の総合数値の計算にみられるように、自己資本、工事種類別年間施工高の配点が大きくなっている。また主観的項目についても工事経歴、工事成績、信用度となっており、不良・不適格業者の問題の絶えなかった当初では、過去の実績、財務の安定度により施工能力を評価する要素が強かったとみられる。

以下は経営事項審査の改正の概要である。

昭和31年1月の改正

客観的査定要素の審査基準については、「中央建設業審議会の取扱要領」を定め、従来のモデル会社の基準数値方式を廃止、各客観的査定要素別段階記号表示とすることとした。

主観的項目に主要機械、特殊の工事が追加されており、客観的項目の工事種類別職員数、完成工事高利益率などとともに元負業者による下請けへの丸投げの問題に対応する項目とみることができる。

昭和31年12月の改正

「中央建設業審議会の取扱要領」に定める客観的査定要素中経営規模等についての区分を細分化、区分ごとに点数を付すテーブル方式により総合数値を算出することとし、希望する発注機関に対しては、総合数値に関する参考資料を配布することとした。

昭和36年の改正

建設業法の一部改正によって、公共工事の入札制度の合理化のために建設業者の経営に関する客観的事項に統一かつ客観的な基準を設け、それによって建設大臣または都道府県知事が審査するという制度が設けられ、経営事項審査が法制化された。

施工能力に偏重した審査から、技術力、経営状況など建設業者としての総合力を評価する審査となった。表7のとおり量的項目である「完成工事高」に他の質的項目を掛け合わせることで、量×質という計算式へ集約することにより、その企業の施工力（限度額）を判断しようという意図があった¹⁴⁾。

昭和48年の改正

Ⅱでみたとおり、昭和40年代に建設投資の需要が益々増大する中で、建設業の近代化・合理化が要請され、それに伴った建設業法の改正が昭和46年におこなわれた。“工事施工能力審査基準”を“経営事項審査基準”に改めている。

表7にみられるように客観的事項では経営比率中の、自己資本回転率、完成工事高純利益率を総資本純利益率とする整理を行っている。

昭和55年の改正

建設投資需要の伸びの低下からくる問題として、過当競争による経営内容の圧迫から適切な工事の施工管理の欠如、質の高い技能労働力不足により適正な施工が困難等の問題が顕著になってきていた。

このような背景から、企業の技術力により重きを置く考えにより、「技術職員数」と「それ以外の職員数」を区別し、「技術職員数」に比較的高い点数配分をする評価となった。

昭和63年の改正

昭和62年の中央建設業審議会の答申において、施工能力、資力信用に欠けるものの排除、「技術と経営に優れた企業」の育成という観点からは、審査内容、審査体制の両面について十分ではないとの指摘があり、企業力の的確な評価のための審査内容、審査体制の大幅な改正がおこなわれた。

表7 改正の経緯表

	昭和25年9月(制定)	昭和31年1月(改正)	昭和31年12月(改正)	昭和37年2月(改正)	昭和48年10月(改正)
客観総合数値	総合数値 = A + B ₁₋₃ + C ₁₋₃ = ~4.0A	総合数値 = A + B ₁₋₂ + C ₁₋₆	総合数値 = A + B ₁₋₂ + C ₁ × (1 + $\frac{C_2}{180}$)	総合数値 = A(1 + $\frac{B_{1-2} + C_{1-3}}{100}$) = 1.6A ~ 2.0A	総合数値 = A(1 + $\frac{B_{1-2} + C_{1-3}}{120}$) = 1.5A ~ 2.0A
客観的項目	B2 自己資本 A 工事種類別年間施工高 (25%) B1 " 職員数 (20%) B3 " 保有機械 (10%)	B2 自己資本 (兼業者の按分計算) A 工事種類別年間施工高 B1 " 職員数 (兼業者完工比+按分計算)	B2 自己資本額 (30点~3) A 工事種類別年間施工高 (113点~9) B1 " 職員数 (30点~3)	B1 自己資本額 (25点~15) A 工事種類別年間施工高 (93点~5) B2 " 職員数 (25点~15) B3 機械器具等の数 (25点~15)	B1 自己資本額 (36点~18) A 工事種類別年間施工高 (112点~8) B2 " 職員数 (36点~18)
	C2 資本負債比率(5%) C1 流動比率(5%) C3 売上高利益率(5%) C5 税金(5%) C4 営業年数(5%) C6 完成工事に対する職員1人当たり稼ぎ高 (5%)	C4 営業年数 C5 自己資本固定比率 C2 自己資本負債比率 C1 流動比率 C3 完成工事高純利益率 C6 自己資本回転率	C1 営業年数 C2 自己資本固定比率 自己資本負債比率 経営比率 流動比率 完成工事高純利益率 自己資本回転率	C4 営業年数(5点~3) C2 自己資本固定比率 (5点~3) C1 流動比率(5点~3) C5 完成工事高純利益率 (5点~3) C3 自己資本回転率 (5点~3)	C4 営業年数(12点~6) C2 自己資本固定比率 (12点~6) C1 流動比率(12点~6) C3 総資本純利益率 (12点~6)
主観的項目	工事経歴 工事成績 信用度	主要機械 工事種類別工事経歴 工事種類別工事成績 特殊の工事	主要機械 工事種類別工事経歴 工事種類別工事成績 特殊の工事	主要機械 工事種類別工事経歴 工事種類別工事成績 S34.12(改正) 工事の安全成績 特殊の工事	建設機械 工事種類別工事経歴 工事種類別工事成績 工事の安全成績 S40.12(改正) 労働福祉の状況

昭和55年3月(改正)	昭和63年6月(改正)	平成6年6月(改正)	平成10年7月(改正)	平成11年7月(改正)
総合数値 $= A(1 + \frac{B_{11}+C_{11}}{120})$ $= 2.5A \sim 3.5A$	総合数値 = $X_1 \times$ $(1 + \frac{1}{70}X_2 + \frac{1}{40}Y + \frac{1}{55}Z)$	総合数値(P) = $0.35X_1 + 0.10X_2 + 0.20Y$ $+ 0.20Z + 0.15W$	総合数値(P) = $0.35X_1 + 0.10X_2 + 0.20Y$ $+ 0.20Z + 0.15W$	総合数値(P) = $0.35X_1 + 0.10X_2 + 0.20Y$ $+ 0.20Z + 0.15W$
B1 自己資本額 (94点～54) A 工事種類別年間施工高 (113点～14) B2 技術職員数 (54点～36) B3 技術職員以外の職員数 (30点～18)	X_1 工事種類別年間平均完工高 X_2 自己資本額・職員数 Z 技術職員数 営業年数	X_1 工事種類別年間平均完工高 X_2 自己資本額・職員数 Z 技術力 W その他の審査項目	X_1 工事種類別年間平均完工高 X_2 自己資本額・職員数 Z 技術力 W その他の審査項目	X_1 工事種類別年間平均完工高 X_2 自己資本額・職員数 Z 技術力 W その他の審査項目
C4 営業年数(30点～18) C2 自己資本固定比率 (30点～18) C1 流動比率 (30点～18) C3 総資本純利益率 (30点～18)	$Y1$ 完工高経常利益率 $Y2$ 総資本経常利益率 $Y3$ 損益分岐点比率 $Y4$ 流動比率 $Y5$ 当座比率 $Y6$ 運転資本保有月数 $Y7$ 1人当り売上高対数 $Y8$ 1人当り付加価値対数 $Y9$ 1人当り総資本対数 $Y10$ 固定比率 $Y11$ 自己資本比率 $Y12$ 固定負債比率	$Y1$ 完工高経常利益率 $Y2$ 総資本経常利益率 $Y3$ 損益分岐点比率 $Y4$ 流動比率 $Y5$ 当座比率 $Y6$ 運転資本保有月数 $Y7$ 1人当り売上高対数 $Y8$ 1人当り付加価値対数 $Y9$ 1人当り総資本対数 $Y10$ 固定比率 $Y11$ 自己資本比率 $Y12$ 固定負債比率	$Y1$ 売上高経常利益率 $Y2$ 総資本経常利益率 $Y3$ 損益分岐点比率 $Y4$ 流動比率 $Y5$ 当座比率 $Y6$ 運転資本保有月数 $Y7$ 1人当り売上高対数 $Y8$ 1人当り付加価値対数 $Y9$ 1人当り総資本対数 $Y10$ 固定比率 $Y11$ 自己資本比率 $Y12$ 固定負債比率	$Y1$ 売上高経常利益率 $Y2$ 総資本経常利益率 $Y3$ キャッシュ・フロー対売上高比率 $Y4$ 必要運転資金月商倍率 $Y5$ 立替工事高比率 $Y6$ 受取勘定月商倍率 $Y8$ 有利子負債月商倍率 $Y9$ 純支払利息比率 $Y10$ 自己資本対固定負債比率 $Y11$ 長期固定適合比率 $Y7$ 自己資本比率 $Y12$ 付加価値対固定資産比率
建設機械 工事種類別工事経歴 工事種類別工事成績 工事の安全成績 労働福祉の状況	工事の成績等	工事の成績等	工事の成績等	工事の成績等

※W その他の審査項目

- ① 労働福祉の状況(平成6年に新設)
- ② 工事の安全成績(平成6年以前は主観要素の項目)
- ③ 営業年数(平成6年以前は「その他の評価項目」)
- ④ 建設業経理事務士の数(平成6年に新設)

出所：尼崎清剛「経営事項審査の変遷と問題点」『建設業の経理』2001年春季号、P20～P21より転載

「完成工事高」のウェイトが必要以上に高く、企業の技術力、経営の健全性が十分に反映されていなかった部分を改正するため、総合評価式を変更し、審査項目を整理した。表7のとおり今までの単純な比率計算から、財務力の精緻な分析のため多変量解析という統計的手法に変更された。また、審査項目を整理し、X1「工事種類別完成工事高評点」、X2「自己資本評点＋職員数評点」、Y「経営状況分析評点」、Z「技術職員評点＋営業年数評点」の4種に分類した。

また、経営状況の分析について、公正中立な専門機関を指定し、より充実した審査を行う体制に変更され、(財)建設業情報管理センターが設立された¹⁵⁾。

平成6年の改正

公共工事の執行をめぐる不祥事が続出したことから一般競争入札を導入、それに伴い不良不適格業者の混入する可能性が増大したので、的確なセーフガード構築の必要性がでてきた。

一般に分かりやすくするためにウェイトを明確にした加算方式に再び変更された。「完成工事高」等の規模的項目の影響の大きさにより、売上高競争を余儀なくされてきたことへの反省から、規模的評価のウェイトが薄められている。主観的項目のうち、客観化が可能な項目として「工事の安全成績」「労働福祉の状況」を客観的審査項目に加えた。審査項目は「経営の規模」「経営の状況」「技術力」「社会性」の4項目とした。また、入札・契約制度の改革の一環として、資格審査の透明性・客観性を高める目的から、公共工事入札の参加企業に毎年の経営事項審査が義務付けられた。

平成10年の改正

今後、建設市場の量的拡大が望めない環境の中での、競争性の高い市場環境の整備を進めるという観点からの改正が行われた。

量的な指標である「完成工事高」の比重が実質的に縮減、建設業者の経営力の重視により「経営状況分析」の比重が実質的に拡大、技術力の質的側面の重視により「技術職員評価」の評価範囲の拡大が行われた。また、経営事項審査の結果及び資格審査・格付けの結果が平成

10年9月より公表されることとなった。

平成11年の改正

企業の経営状況の一層的確な評価に資するため、昭和63年から採用された経営状況分析の12指標が変更された。

「収益性」については、経常利益で統一されていたが、企業収益の多面的把握の為、「営業利益」「キャッシュフロー」が、「安定性」については、不良資産の経営指標への反映を狙い、「有利子負債月商倍率」「純支払利息比率」がそれぞれ導入され、「生産性」については経営状況を的確に反映しないため削除された。また、証券取引法の適用を受ける建設業者については、連結決算中心の情報開示となることになった。

建設業界が大きな構造変化に直面している中で、平成6年からの3回に亘る改正においては技術力、経営状況を重視し、規模的評価の比重を薄めてきている。建設業界のおかれている現在の状況では、企業の規模が施工能力の確保につながると必ずしも言えなくなってきており、これに対応した改正となっている。このように、工事の施工能力を客観的に判断するという目的を持った経営事項審査制度では、建設業界のおかれている状況、問題に対応する改正が行われてきたといえる。

V. おわりに

以上、建設業の財務諸表様式と経営事項審査制度の改正の変遷についてみてきた。建設業法施行規則で規定されている財務諸表は、近年の建設業の不良債権問題を背景とした平成10年の改正を別とすれば、従来は商法の改正を受けての改正が行われてきた。それに対して経営事項審査制度は請負業である建設業者の施工能力を注文主である行政側がどのように客観的判断をしていくかの基準であることから、建設業者を取り巻く経済的背景に基づいて独自の制度改正を行ってきたと

表8 資本金階層別許可業者数の推移

年	個人		1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満	
	業者数	指数	業者数	指数	業者数	指数
昭和45年	91,206	100.0	69,561	100.0	8,130	100.0
46年	117,087	128.4	78,855	113.4	9,904	121.8
47年	183,087	200.7	101,273	145.6	13,487	165.9
48年	180,314	197.7	104,182	149.8	14,267	175.5
49年	174,351	191.2	108,127	155.4	19,193	236.1
50年	198,572	217.7	128,099	184.2	20,590	253.3
51年	226,233	248.0	131,762	189.4	25,118	309.0
52年	241,213	264.5	153,506	220.7	29,322	360.7
53年	258,633	283.6	165,090	237.3	32,406	398.6
54年	263,009	288.4	170,506	245.1	36,091	443.9
55年	264,333	289.8	178,674	256.9	39,771	489.2
56年	261,730	287.0	186,008	267.4	42,387	521.4
57年	264,100	289.6	192,955	277.4	46,944	577.4
58年	259,936	285.0	196,474	282.4	50,615	622.6
59年	254,805	279.4	200,139	287.7	53,396	656.8
60年	251,966	276.3	202,290	290.8	57,051	701.7
61年	245,092	268.7	203,323	292.3	60,836	748.3
62年	236,761	259.6	201,905	290.3	64,063	788.0
63年	229,132	251.2	204,549	294.1	68,078	837.4
平成元年	218,786	239.9	207,910	298.9	74,534	916.8
2年	205,673	225.5	213,317	306.7	80,263	987.2
3年	193,441	212.1	220,264	316.6	91,069	1120.2
4年	182,458	200.1	227,115	326.5	101,452	1247.9
5年	174,104	190.9	229,235	329.5	115,170	1416.6
6年	170,264	186.7	230,820	331.8	129,109	1588.1
7年	166,270	182.3	228,684	328.8	143,246	1761.9
8年	160,711	176.2	200,034	287.6	182,304	2242.4
9年	156,726	171.8	182,295	262.1	210,986	2595.2
10年	152,226	166.9	181,110	260.4	219,789	2703.4
11年	155,494	170.5	189,248	272.1	225,317	2771.4

注) 1. 昭和45、46年は8月15日現在、47年は12月末、48年以降は3月末現在の数。

2. 昭和47年4月より許可制に移行。

5千万円以上 1億円未満		1億円以上 10億円未満		10億円以上		合計	
業者数	指数	業者数	指数	業者数	指数	業者数	伸び率
830	100.0	984	100.0	330	100.0	171,041	—
829	99.9	1,129	114.7	366	110.9	208,170	21.7%
1,020	122.9	1,366	138.8	472	143.0	301,291	44.7%
1,038	125.1	1,393	141.6	477	144.5	301,671	0.1%
1,191	143.5	1,523	154.8	501	151.8	302,886	0.4%
1,257	151.4	1,749	177.7	550	166.7	350,817	15.8%
1,525	183.7	1,956	198.8	586	177.6	397,180	13.2%
1,648	198.6	2,091	212.5	583	176.7	428,363	7.9%
1,908	229.9	2,250	228.7	622	188.5	460,909	7.6%
2,243	270.2	2,319	235.7	621	188.2	474,789	3.0%
2,611	314.6	2,473	251.3	658	199.4	488,520	2.9%
2,890	348.2	2,533	257.4	662	200.6	496,210	1.6%
3,166	381.4	2,634	267.7	700	212.1	510,799	2.9%
3,506	422.4	2,791	283.6	725	219.7	514,047	0.6%
3,766	453.7	2,879	292.6	744	225.5	515,729	0.3%
3,971	478.4	2,927	297.5	759	230.0	518,964	0.6%
4,175	503.0	3,007	305.6	753	228.2	517,186	-0.3%
4,360	525.3	2,963	301.1	792	240.0	510,844	-1.2%
4,675	563.3	3,031	308.0	854	258.8	510,319	-0.1%
5,007	603.3	3,156	320.7	923	279.7	510,316	0.0%
5,311	639.9	3,313	336.7	997	302.1	508,874	-0.3%
5,995	722.3	3,594	365.2	1,077	326.4	515,440	1.3%
6,450	777.1	3,804	386.6	1,171	354.8	522,450	1.4%
6,931	835.1	3,974	403.9	1,251	379.1	530,665	1.6%
7,347	885.2	4,128	419.5	1,365	413.6	543,033	2.3%
7,754	934.2	4,270	433.9	1,437	435.5	551,661	1.6%
8,236	992.3	4,399	447.1	1,491	451.8	557,175	1.0%
8,773	1057.0	4,538	461.2	1,531	463.9	564,849	1.4%
9,239	1113.1	4,621	469.6	1,563	473.6	568,548	0.7%
9,644	1161.9	4,729	480.6	1,613	488.8	586,045	3.1%

出所：日本土木工業協会『日本土木建設業史Ⅱ 資料編』

いえる。

双方に共通する問題を明らかにしておきたい。表8に見られるように、許可を受ける建設業者は企業規模の割合で見ると、圧倒的に中小・零細企業が多い。またⅡでみたように、建設業法で建設業を営む者としてあげられる建設工事の内容は28種である。この規模、請け負う工事業の異なる事業者に対して、統一基準による財務諸表、評価基準を義務づけることによる矛盾について、改正の経緯の中でそれなりの調整をしてきたことが窺える。財務諸表様式の改正では、従来は“勘定科目の分類は、科目分類表によること。”とされ勘定科目の番号までを強制力の強い省令で規定されていたことから、中小業者にとっては実務上煩雑であったところ、昭和50年から勘定科目分類表を一般的な通達である告示にしていることはその一例として考えられる。経営事項審査の改正では、企業規模重視の評価から財務の健全性を重視した評価へと移行してきている。しかし企業規模格差からくる、監査による財務諸表の信頼性、計数処理能力の格差などの数値の質の問題は残したままとなっている。また、建設業を取り巻く厳しい情勢により、不良債権問題を背景とした開示基準の課題、国際会計基準の問題などが山積しているが、昨今焦点があてられているゼネコンと専門的な建設工事に特化している企業とでは資産、負債の実質的な内容に格差がある。これらの矛盾点に対してどのように対処していくのかが制度上の課題と思われる。

今後の課題としては、本稿でみてきた制度の変遷を規制される側である企業からみた場合、制度の改正によりどのような影響を受け、おかれている経済・社会環境の中で企業体としてどのように発展してきたのか、またそれらの企業行動が制度を制定する側の決定にどのように影響しているのかの双方向性について検討していきたい。

注

- 1) 建設産業の戦後史について、「日本土木建設業史Ⅱ」編纂委員会『日本土木建設業史Ⅱ』社団法人日本土木工業協会、2000年、参照。

- 2) 建設業法の改正について、建設業研究会○編著『建設業法解説 改訂9版』大成出版社、2001年、pp 3-18。
- 3) 建設産業と日本経済の形成過程について、辻村定次、野中郁江、篠井謙著『ゼネコン危機の先を読む』新日本出版社、2001年、p32。
- 4) 建設業法は建設工事の完成を請け負うことを営業する者に適用される、とされ、建設工事については土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、は装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設の28種となっている。
- 5) 辻村、野中、篠井 [2001]、pp35-36。
- 6) 「日本土木建設業史Ⅱ」編纂委員会 [2000]、pp560-567。
- 7) 建設工業経営研究会は、戦後結成された建設業の全国団体である日本建設工業会の内部機関であったが、日本建設工業会は昭和23年に閉鎖機関の指定を受けたため、昭和23年に独立した。
- 8) 建設業の財務諸表の規則改定の変遷について、建設工業経営研究会編『建設業会計提要』大成出版社、2000年、pp1-9。
- 9) 「対談 わが国企業会計制度と建設業経理」『建設業の経理』創刊号、1997年秋季号、pp29-32。
- 10) 建設工業研究会の活動については『その組織と事業-50年の歩み-』建設工業経営研究会、1998年、を参照。
- 11) 「日本土木建設業史Ⅱ」編纂委員会 [2000]、pp424-425。
- 12) ゼネコンの粉飾決算の問題について、辻村、野中、篠井 [2001]、pp185-204。
- 13) 平成6年までの経営事項審査制度の経緯については、建設業法研究会編著『新訂 建設業経営事項審査基準の解説』大成出版社、1995年、pp11-25。
- 14) 尼崎清剛「経営事項審査の変遷と問題点」『建設業の経理』通巻 No. 15、2001年春季号、p16。
- 15) 財建設業情報管理センターの主な業務内容は、建設業許可に係る情報の登録、管理、必要に応じた行政庁への提供、建設業法による指定経営状況分析機関として経営状況分析の実施等。平成10年より各建設業者の経営事項審査結果を公表している。